

- (1) ヴェスティング・デグリの効力に飽までも返還ない至補償請求権を争うと共に帰属財産リストを要求する必要がある。
- (2) 評価の方法、時期の協定（主として間接決済の場合にのみ問題となる。）
- (3) 事情変更の法理の適用範囲
- (4) 法人の国籍（特に特殊法人）の決定、（支配主義か、本店所在地主義か）
- (5) 本支店勘定の追索性
- (6) 法人に対する持分権とその責任の限度
- (7) 終戦後の国内法措置の効力（連合国軍指令の効力）例えば国債登録替等）

本支店勘定の追索性
 法人に対する持分権とその責任の限度
 終戦後の国内法措置の効力（連合国軍指令の効力）例えば国債登録替等

直接決濟主義の場合、財産不可侵が前提となつてゐるもので、國家が
 この場合、私的財産の批難の他は、国内政治問題となつてゐるものと比較
 的でないと思はれるが、次の諸点を検討して置く必要がある。
 (1) 取立、適用の法規並びに管轄裁判所の決定、終戦後の兩國法の發
 化をどの程度迄認めざるか、係争問題をこの國の裁判所で
 取扱ふか、これは必ずしも日本裁判所が有利とは断じられ
 ない。
 (2) 保一國に於ける裁判所の判決の他國內に於ける執行力（提
 動、國債権者の在籍日本財産の被災状況
 d、土地の公法上の効力（農地改革とか公用收用について
 (2) どの程度迄争うか）
 (3) 錯綜せる債権、債務係の整理、各個人についてそれぞれ後
 継債権、債権係が給み合つてゐるので、その全てを係争
 するに附することとすれば、事の上は解決不可能となる可能性があ
 る。

（以下は非常に淡く、ほとんど不可読な文字列が並ぶ）

間接決済主義も、各個人の請求権を悉く因家が代位して徹底
的競争の主義は、その特徴は大なり少なり政治的解決の途が開かれ
ることにある。その程度に依りて国内政治問題が發生する。な
お強制執行力と裁判所決定の点を除けば直接決済主義に述べた
問題は間接決済の場合にも同様を考慮しなればならぬ。
(1) 私有財産關係に因家が代位する国内法的根拠
(2) 政治的解決を求めざる場合
a. 国内補償を求めざる場合
b. 在外財産補償問題との均衡を如何にするか
仲介主義は、国内における対鮮債権者と債務者との衡平を如何にして
権を両国共同の清算調整委員会の如きものを設けて、全ての請求
し、債権、債務者間の請求権にせよ主張の妥当性、証拠等を審査
方法として最も適当なものとするものであつて、事務処理
に研究の余地がある。特に取立、訴訟等にまで立入るべきか否か

四

間接決済主義も、各個人の請求権を悉く因家が代位して徹底
的競争の主義は、その特徴は大なり少なり政治的解決の途が開かれ
ることにある。その程度に依りて国内政治問題が發生する。な
お強制執行力と裁判所決定の点を除けば直接決済主義に述べた
問題(1) 私有財産關係に因家が代位する国内法的根拠
(2) 政治的解決を求めざる場合
a. 国内補償を求めざる場合
b. 在外財産補償問題との均衡を如何にするか
仲介主義は、国内における対鮮債権者と債務者との衡平を如何にして
権を両国共同の清算調整委員会の如きものを設けて、全ての請求
し、債権、債務者間の請求権にせよ主張の妥当性、証拠等を審査
方法として最も適当なものとするものであつて、事務処理
に研究の余地がある。特に取立、訴訟等にまで立入るべきか否か